

第2期

御宿町次世代育成支援行動計画及び

子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月

御 宿 町

計画策定の趣旨

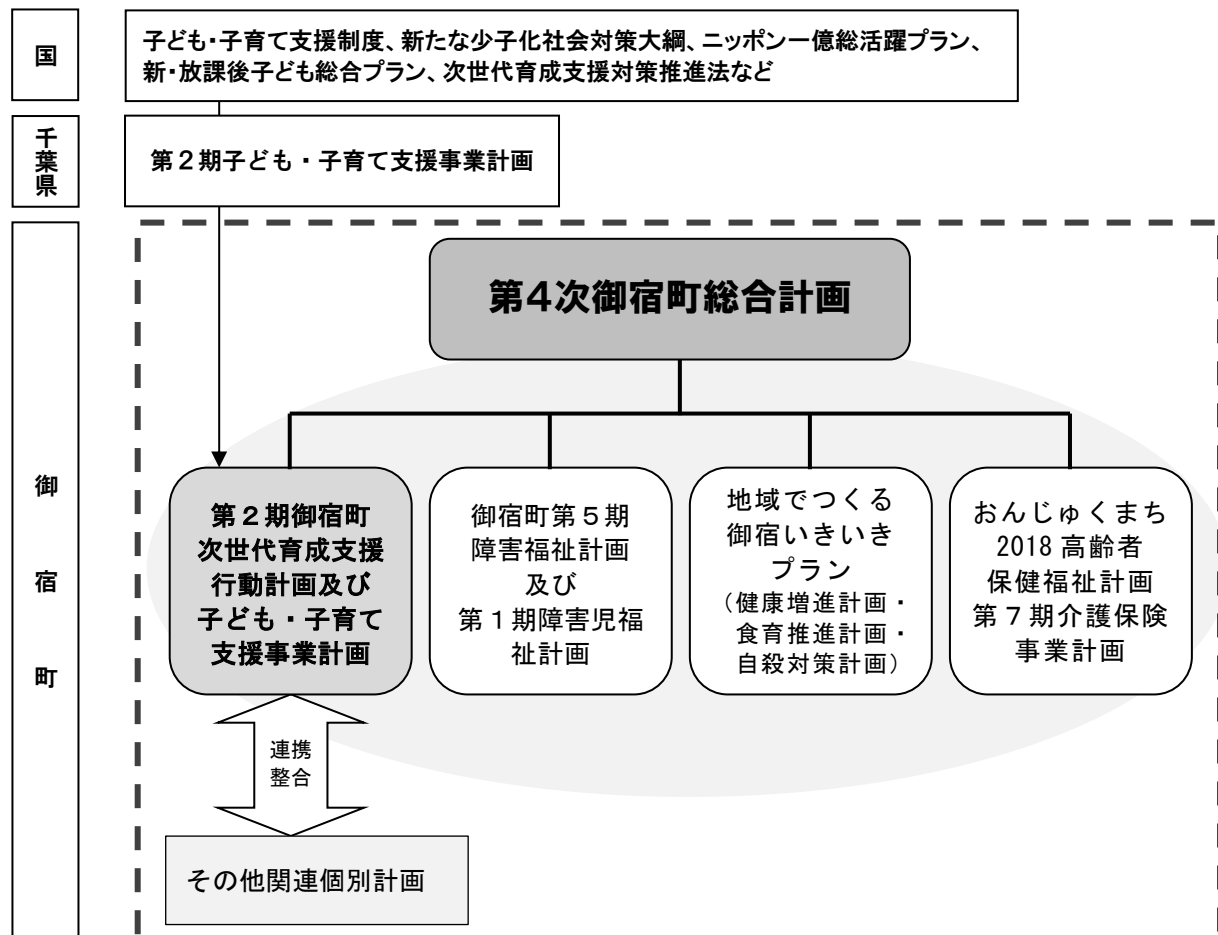
国は、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度から実施しました。その後も、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3 歳児から 5 歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本町では、平成 21 年度に策定した「御宿町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を平成 26 年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

今回、「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「御宿町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間の計画期間とする「第 2 期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけと関連計画

本計画は、本町の上位計画である「第 4 次御宿町総合計画」を上位計画とし、御宿町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。また、町の「障害福祉計画」や「教育の大綱」等を含む関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



計画の基本的な考え方

基本理念

やさしい眼差しの中で 心豊かな子どもが育つまち・おんじゅく

本町では、まちづくりの基本理念に『笑顔と夢が膨らむまち ～ともに支え合う挑戦と再生』を掲げています。この基本理念を実現するために、御宿町総合計画にも「地域で支え合う子育て・福祉と教育のまちづくり」という目標を掲げています。

本計画でも、このまちづくりの基本理念の実現に向けて、『やさしい眼差しの中で 心豊かな子どもが育つまち・おんじゅく』を基本理念に掲げ、御宿町が先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境の整備のさらなる充実を図るとともに、まち全体で子どもたちを育み、子育て家庭を支える体制を構築することで、子育てしやすいまちづくりを目指します。

基本目標

一人ひとりに
適した子育て
環境の構築

郷土愛を
身につけた
人材の育成

子育てにやさしい
生活環境の形成

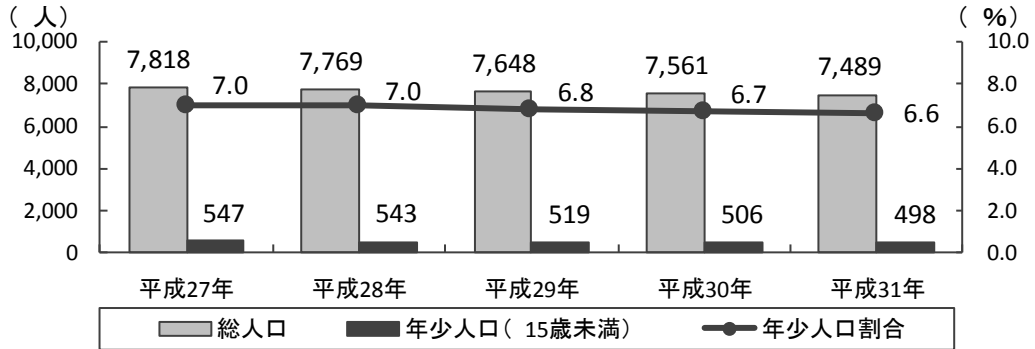
施策方針と推進施策

施策方針Ⅰ 地域全体での子育て支援の推進	①認定こども園を拠点とした子育て支援の充実 ②学校や地域における子育て支援の充実 ③子育てと両立する就業環境の向上 ④児童虐待の予防と早期発見 ⑤障害のある子どもへの生活支援 ⑥ひとり親家庭等の自立支援 ⑦子育て家庭への経済的支援 ⑧経済的困難をかかえる家庭への支援
施策方針Ⅱ 親と子の健康の維持及び増進	①子どもと母親の健康の確保 ②心身の健康と望ましい生活習慣に関する教育
施策方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に 資する教育環境の整備	①学校教育による生きる力の育成 ②地域活動を通じた青少年の育成 ③家庭教育力の向上
施策方針Ⅳ 子育てにやさしい生活環境の 整備	①安全・安心まちづくりの推進 ②保護者への情報発信 ③多世代交流の推進

御宿町の子ども・子育ての現状

総人口と年少人口の推移

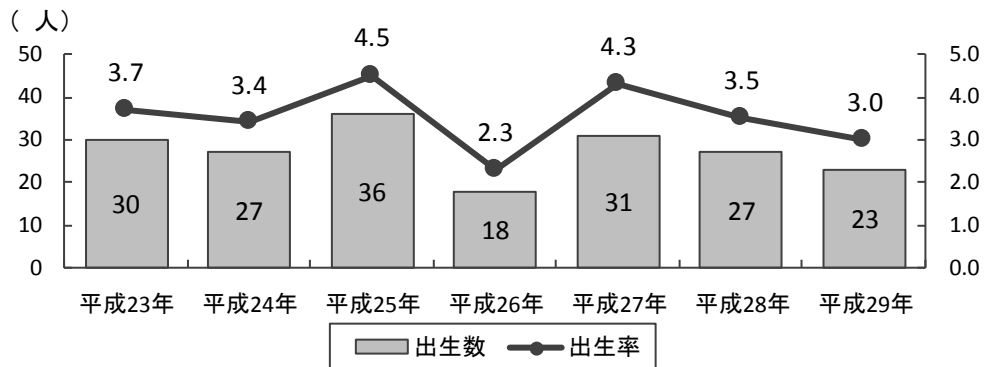
御宿町の人口は、平成31年4月1日現在で、7,489人となっており、平成27年から緩やかな減少傾向にあります。年少人口（15歳未満）は、平成31年で498人、年少人口割合は6.6%となっており、平成27年から減少傾向にあります。



資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）

出生数、出生率の推移

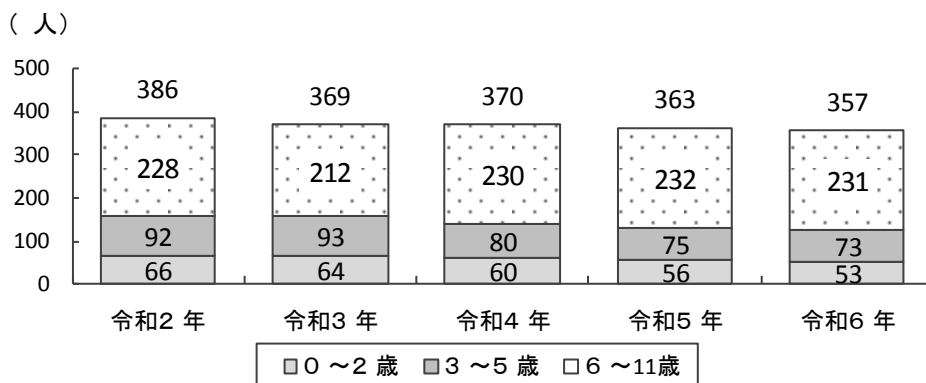
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移は、平成27年以降減少傾向にあり、平成29年現在、出生数は23人、出生率は3.0となっています。



資料：千葉県衛生統計年報

児童の推計人口

コーホート変化率法により本町の人口を推計したところ、計画期間内における児童人口の推計は、以下のとおりとなりました。



コーホート変化率とは、同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

幼児期の学校教育・保育

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

認定区分	給付の内容	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

提供体制の確保

計画期間について、「量の見込み」に対応するように幼児教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

		1号	2号		3号
			幼児期の学校教育の利用希望が高い	その他	保育
令和2年度	量の見込み（人）	13	0	78	41
	確保方策（人）	13	0	78	41
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
令和3年度	量の見込み（人）	14	0	81	41
	確保方策（人）	14	0	81	41
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
令和4年度	量の見込み（人）	12	0	72	40
	確保方策（人）	12	0	72	40
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
令和5年度	量の見込み（人）	12	0	72	37
	確保方策（人）	12	0	72	37
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
令和6年度	量の見込み（人）	12	0	72	35
	確保方策（人）	12	0	72	35
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援に関する事業(利用者支援)

教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業です。

実施機関	実施方針
保健福祉課	保健師が栄養士、臨床発達心理士、言語聴覚士などの専門職とともに、乳幼児期の親子、妊娠中から18歳までの子ども、発達に不安のある子どもと家族などを対象に、相談事業を実施します。 子育て世代包括支援センターを設置した場合は、業務を引き継ぎます。

時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、子どもを保育所等で預かる事業です。

実施施設	実施方針
おんじゅく認定こども園	おんじゅく認定こども園において、通常の保育時間（短時間：8:30～15:30、標準時間：7:30～18:30）以外の時間に保育を必要とする場合、開所時間の範囲において延長保育を実施します。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実施施設	実施方針
放課後児童クラブ おんじゅく (御宿児童館内)	放課後児童健全育成事業の実施については、国の「新・放課後子ども総合プラン」の取組方針を踏まえ、町の実情に合わせた方法で実施します。 小学校低学年・高学年ともに、学童保育利用ニーズは、現在の施設で確保できる見込みであることから、当面は今までどおり児童館で実施していきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる事業です。

実施施設	実施方針
なし	ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら事業委託等を検討していきます。

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実施機関	実施方針
保健福祉課	保健師が、生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。
- 要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員やネットワークを構築する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するための事業です。

実施機関	実施方針
保健福祉課	児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師・児童福祉担当職員の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

地域子育て支援拠点事業

未就学の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業・子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施します。

実施施設	実施方針
子育て支援センター、御宿児童館	子育て支援センター及び児童館を中心に、行事や相談事業の実施を通して親子が集い相互に交流する場を提供することで、地域の子育てを支援します。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

実施施設	実施方針
おんじゅく認定こども園	おんじゅく認定こども園において、1号認定の子どもを対象とした預かり保育を実施するとともに、生後10か月からの未就園児を対象として、保護者の傷病、出産、介護、就労または育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などの理由で、家庭での保育が困難になった子どもに対し、一時預かり事業（一時保育）を実施します。

病児保育事業(病児・病後児保育事業)

町内在住の乳幼児や、保育施設に通所している児童で病後、病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。

実施施設	実施方針
病児保育室 「パウルーム」	病気の治療中または回復期にあり（入院加療が必要な子どもを除く。）、保護者の就労、傷病等により家庭での保育が困難な生後 10 か月から小学生までの子どもに対し、医療機関に委託し病児保育を実施します。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

実施施設	実施方針
なし	ニーズ量を考慮して、需要の動向も見ながら実施について検討していきます。

妊婦に対する健康診査を実施する事業(妊婦健診)

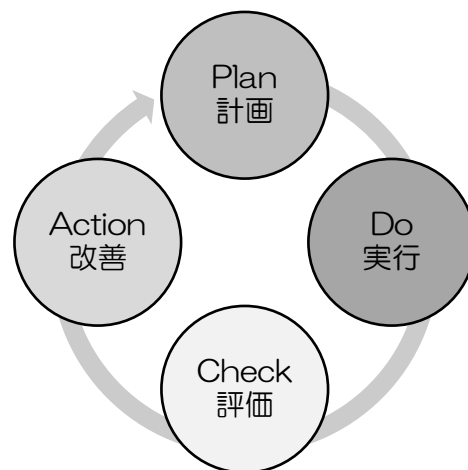
妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14 枚）を交付します。千葉県内の指定医療機関において指定検査項目を無料で受けられる事業です。

実施施設	実施方針
契約医療機関	母子健康手帳の発行と同時に妊婦健康診査受診票（14 枚）を発行し、発行時の保健指導により妊娠時期に応じた健診受診を勧奨します。

計画の推進

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

さらに、子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、PDCAサイクルによる点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。



発行年月：令和2年3月 発行：御宿町 編集：御宿町保健福祉課
〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地
TEL：0470-68-6716 FAX：0470-68-7182
ホームページ <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>